［基本目標Ⅳ］ 家庭・地域生活・働く場での男女共同参画

■施策の方向　1　男女が対等で責任を分かち合う家庭づくり

具体的施策		No.	施策（事務・事業）	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和5年度　目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和5年度分）	令和6年度　目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和6年度分）
ア	男女がともに精神的、経済的自立をするための支援	52	男女共同参画センターで実施する就業支援講座の充実	男女共同参画推進室	職業生活及び家庭生活に必要な援助を与えると共に男女が共に体験することで、固定的性別役割分担意識の解消につながる講座を実施する。	年1回	男女共同参画推進講座の拡充	・資格取得講座4講座実施 ・お仕事応援講座1回実施 ・寄り添い支援講座8講座実施	A	受講者増に向けた講座の計画		・資格取得講座3講座 ・お仕事応援講座1回				
		53	保育サービスの提供・充実	子ども未来課	保育サービスを提供することで仕事と育児の両立を支援する。	仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。	仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。	公立保育所の運営を行うとともに、私立保育園については運営補助を行った。入所申し込みのあった児童について保育を行った。	A	入所要件を満たす入所申し込み者について、待機児童を出すことなく保育を行うことができるよう努める。		仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。				
イ	家庭内の固定的性別役割分担意識の改革	54	男性の家事、育児などの能力を向上させるための支援・啓発	健康課	①産後の生活について家族の協力の有無など情報収集し、必要な支援や制度について情報提供する。 ②夫婦が協力して子育てに臨めるよう講話や沐浴実習、意見交換会を行う。	プレパパママクラス年6回実施 当初値：33組/133組（参加率24.8%）	①母子手帳交付時に全員に情報提供する ②プレパパママクラス 6回/年、保健福祉センターで開催 毎月対象家庭には手紙でプレパパママクラスへの案内を行う。または、支援プラン立案者等状況によっては電話等で参加の声かけを行い、初産夫婦の参加率37%を目標とする。	①母子手帳交付数は219名で全員に情報提供を行った。 ②母子手帳交付時にプレパパママクラスについて案内。また、初産婦については78名へ対象月に手紙での案内を行った。令和5年度は年6回開催し、初産婦78名中36名で46.0%の参加率であった。アンケートでは教室が役に立ったと回答した人は100%であった。	A	母子手帳交付時に家族の協力の有無等の聞き取りを行い、支援が必要なものについては子ども未来課などとも連携を取りながらプラン立案し支援を行っている。今後も必要に合わせた情報提供を行っていく。 若年妊婦や外国人など対象者の状況に合わせて個別での対応もしており、今後も対象者に合わせて必要な支援の提供をしていきたい。		①母子手帳交付時に全員に情報提供する ②プレパパママクラス 6回/年、保健福祉センターで開催 毎月対象家庭には手紙でプレパパママクラスへの案内を行う。または、支援プラン立案者等状況によっては電話等で参加の声かけを行い、初産夫婦の参加率37%を目標とする。				
		54	男性の家事、育児などの能力を向上させるための支援・啓発	男女共同参画推進室	男女共同参画フォトコンテストを実施する。 男女が性別役割分担意識にとらわれることなく活動している姿の写真を募集、表彰することで、男女共同参画の意識作りを目指す。	実施	男女共同参画推進講座の拡充をする。	・男性料理講座2回実施（6/3、12/16） ・親子料理講座3回実施（7/29、8/5、10/21） ・地域コミュニティ出前講座8回実施（4/30～2/16） ・男女共同参画セミナー3回連続講座（9/2、9/16、9/30） ・後悔しない終活講座1回実施（11/11）	A	受講者増に向けた講座の計画		・男性料理講座2回 ・親子料理講座3回 ・縁結び応援料理講座1回 ・地域コミュニティ出前講座8回 ・男女共同参画セミナー3回連続講座 ・後悔しない終活講座1回 ・				
		1（再掲）	講演会やセミナー等による情報提供及び啓発	男女共同参画推進室	男女共同参画に関する意識啓発の機会をつくる。	3回以上開催	「1」に掲載	「1」に掲載	A	「1」に掲載		「1」に掲載				

■施策の方向　2　男女共同参画の視点に立ったまちづくり

具体的施策		No.	施策（事務・事業）	担当課	取組内容	活動指標・当初値	目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和5年度分）					
ア	男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の促進	55	男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	総務財政課	地域コミュニティ組織、各種団体、地域住民を対象に各コミュニティにて、男女共同参画をテーマにした取り組みを促すとともに、市で実施される講演会等の周知を行い、参加を促す。	①年に1回以上 ②年に1回以上	①コミュニティ事務局長会で男女共同参画をテーマにした講座等の開催を促す。 ②市で開催される講演会等について情報の提供、周知を行い参加を促す。	①R5.12.8のコミュニティ事務局長会開催時に研修を実施し、各コミュニティにおいても住民向けに男女共同参画をテーマにした研修を実施されるよう促した。②局長会開催時に情報提供を行い、参加を促した。	A	今後も男女共同参画をテーマとした研修を実施し、男女共同参画の視点に立った地域活動を推進する。		①コミュニティ事務局長会で男女共同参画をテーマにした講座等の開催を促す。 ②市で開催される講演会等について情報の提供、周知を行い参加を促す。				
		56	地域コミュニティ組織において、積極的に女性の参画を促進	総務財政課	コミュニティ会長会、事務局長会で会長、事務局職員への女性の登用を、また担当課が雇用する集落支援員等への女性の登用を促す。	女性比率40%を目標	コミュニティ会長、コミュニティ事務局職員、地域おこし協力隊、集落支援員、全体の女性比率40%を目標とする。	コミュニティ会長、コミュニティ事務局職員、地域おこし協力隊、集落支援員全体の女性比率は40.8%であった。	A	コミュニティ活動における女性の参画は増加傾向にあるようだが、組織としての参画は地域によって差が見えるため、組織としての全体的な参画を促進する。		コミュニティ会長、コミュニティ事務局職員、地域おこし協力隊、集落支援員、全体の女性比率40%を目標とする。				
		57	地域活動への男女の積極的参画の促進	全庁（人事秘書課）	職員に対し、家庭、地域においての活動促進について周知・啓発を行います。	情報掲載5件以上：A 情報掲載2件以上：B 情報掲載1件：C 掲載なし：D	周知・啓発を行うにあたっては、庁内イントラ掲示板等の活用について、必要に応じて各担当部署と調整のうえ、情報提供を進めていきます。	可能な限り情報収集を行い、令和5年災害のボランティア情報など、周知啓発を行いました。 庁内イントラへの掲載7件	A	可能な限り、周知・啓発を行い、情報提供を進めていく必要があります。		周知・啓発を行うにあたっては、庁内イントラ掲示板等の活用について、必要に応じて各担当部署と調整のうえ、情報提供を進めていきます。				

イ	男女がともに参画し、生きがいと活力あるまちづくりの促進	57	地域活動への男女の積極的参画の促進	全庁（防災交通課）	防災出前講座等の中で男女共に地域活動に参加することの重要性を伝えていく。	防災出前講座　年10回以上	今後も継続して活動を行っていく。	令和5年度は、13回の防災出前講座を行い、市の防災に関する取り組みや、防災情報の見方、地域防災力の重要性について話を行った。	A	今後も継続して活動を行っていく。		防災出前講座：年間10回以上実施					
		57	地域活動への男女の積極的参画の促進	全庁（介護サービス課）	男女を問わず、必要な方に必要なサービスや介護予防事業を提供することにより、住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせるように支援するため、地域支援事業（訪問型介護予防事業、筋力トレーニング事業、健康づくりサポート事業、介護予防普及啓発事業、地域ミニデイ推進事業、食の自立支援事業、介護用品給付事業、緊急通報システム事業、認知症サポーター養成講座、総合相談窓口、認知症高齢者実態把握、介護予防ポイント事業、介護支援専門員勉強会・事例検討会）を行う。	実施	介護予防・生活支援サービス事業の多様なサービスを展開していく中で、高齢者が在宅で自立した生活を送れるよう支援していく。また、「在宅医療と介護の連携推進事業」や「生活支援体制整備事業」の確立を目指す。	住み慣れた地域でいつまでも住み続けるために地域支援事業の13項目は、すべて実施した。 各コミュニティ単位で実施している生活支援体制整備事業では、令和5年度は、未実施だった8地区中4地区（安川・上秋月・立石・美奈宜の杜地区）で高齢者の在宅生活を続けるためにどのような課題があるか、また解決するための方策を考えるための話合いの場を設けた。また、必要なサービスや介護予防事業を提供するにあたっては、広報紙掲載やチラシを作成配布し、男女を問わず広く市民に呼びかけた。	A	必要なサービスや介護予防事業を提供するにあたって、広報紙掲載やチラシを作成配布し、男女を問わず広く市民に呼びかけを行い、サービス提供につなげる。		男女問わず、多様なサービスを展開していく中で、高齢者が在宅で自立した生活を送れるよう支援していく。				
		57	地域活動への男女の積極的参画の促進	全庁（農業振興課）	地域の共同取組みを年間を通して実施する。	年1回以上の実施	地域共同の取組に、地域をあげて男女ともに誰もが参加しやすい環境や取組内容となるように情報の提供や活動組織の代表者に働きかけを行う。	農地法面の草刈り等の基礎的保全活動への、男女ともによる参加を年1回以上周知依頼した。 多面的機能支払交付金制度 取組組織　54組織	A	引き続き事業推進を行う。		年度初めの協議時等に、活動組織の代表者に年1回以上情報提供を行う。				
		57	地域活動への男女の積極的参画の促進	全庁（文化・生涯学習課）	講演会、文化的事業、スポーツ,生涯学習事業を通じて地域活動への男女の積極的参画を促進する。	実施	各種事業のPRに努める。（文化振興）広報紙、ホームページ、SNS、新聞、雑誌など、様々な媒体を利用し各種事業のPRに努める。	（文化振興）広報紙、ホームページ、SNS、新聞、雑誌など、様々な媒体を利用し各種事業のPRに努めた。20回実施中、全てに対応を行った。	A	今後とも、広報紙、ホームページ、SNS、新聞、雑誌など、様々な媒体を利用し各種事業のPRに努める。年間情宣回数20回を目標とする。		各種事業のPRに努める。（文化振興）広報紙、ホームページ、SNS、新聞、雑誌など、様々な媒体を利用し各種事業のPRに努める。				
		58	防災・災害復興対策等への男女共同参画の促進	男女共同参画推進室	災害時の被災者支援における男女のニーズの違いや、高齢者、乳幼児、女性などに対して男女双方の視点から配慮ができるよう、防災に関する政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を図る。	防災会議等の構成員への女性参画の呼びかけ　1回以上	市の防災会議や災害対策の検討への女性の参画の促進	5地域コミュニティにて「地域づくりと男女共同参画　防災・減災の視点から」をテーマに、災害時における男女のニーズの違いなどを説明し、防災に関する政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を図る講座を行った。	A	地域コミュニティにて出前講座を実施し、女性の参画を推進する。		市の防災会議や災害対策の検討への女性の参画について担当課に依頼する。				
		58	防災・災害復興対策等への男女共同参画の促進	防災交通課	防災意識の高揚と地域住民が使いやすい防災マップを目的にする。	平成30年度秋頃以降、必要に応じて自主防災マップの更新を実施	今後も見直しの際に、使いやすい防災マップ作成に努めていく。	令和5年度は、県の土砂災害警戒区域指定の状況を考慮し、防災マップ未作成。	D	今後、県による土砂災害警戒区域が数年に渡って指定されるので自主防災マップの作成タイミングが難しい。		県の土砂災害警戒区域指定の状況を注視する。				
		59	女性団体等への支援	男女共同参画推進室	市内で活動する女性団体の男女共同参画を推進するための取組みに対し、講師派遣や施設利用等の支援を行う。	年3回以上	男女共同参画センターを使用した研修、あすばる講座等の情報提供を行う。	女性団体やセンター利用者に「あすばるフォーラム」の案内をし、参加者で希望する方は市の公用車にて送迎した。	C	女性団体の高齢化や新規会員を増やすための研修会等が必要である。	女性団体を対象に研修会又は視察をすることで、今後も団体の支援を行っていただきたい。	女性団体を対象に研修会又は視察を1回実施する。				

■施策の方向　3　女性の活躍推進と個人が能力を発揮できる就労環境づくり

具体的施策	No.	施策（事務・事業）	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和5年度目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和5年度分）	令和6年度目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和6年度分）
	60	国や県の行政機関等と連携し、商工会議所等を通じた労働基準法や男女雇用機会均等法などの周知・啓発の協力依頼	商工観光課	商工会議所・商工会の総会・総代会開催時の資料と共に、労働基準法や男女雇用機会均等法などの資料を配布できないか働きかける。	商工会総代120名、商工会議所役員・議員40名へ配布する。	①総会開催時期：5月 ②総代会開催時期：5月	①商工会総代会(5/19開催)で総代120名へ、②商工会議所総会(6/2開催)で役員・議員40名へ労働基準法や男女雇用機会均等法などの資料を配布した。	A	継続して啓発資料の配布に努める。		①商工会総代会(5月開催予定)で総代120名へ、②商工会議所総会(6月開催予定)で役員・議員40名へ引き続き労働基準法や男女雇用機会均等法などの資料を配布する。				
	61	国や県が行う事業や研修等の情報提供	商工観光課	市報やHP、窓口にて、国や県が行う事業や研修等の情報提供を行う。	情報提供	随時実施	国や県が行う事業や研修等の情報提供が3件あり、3件すべて窓口にリーフレット配架を行った。	A	引き続き関係機関と連携して情報配信に努める		国や県が行う事業や研修等の情報が届いたら、随時市報やHP、窓口にて情報提供を行う。				
	62	再就職希望者への情報提供	商工観光課	市報やHP、窓口にて、子育て女性就職支援センターの紹介をする。	子育て女性無料就業相談会 市報周知：12回	随時実施	子育て女性無料就業相談会開催のお知らせの市報掲載回数10回	A	継続して啓発・相談事業の周知に努める。		子育て女性無料就業相談会開催のお知らせを市報にて毎月周知する。				

ア	あらゆる職場における、男女の機会均等実現のための環境整備	63	女性農業従事者の就労と家庭生活両面の負担軽減、及び働きやすい環境整備のための情報提供	農業委員会	農業振興課と連携し、家族経営協定の目的・意義の周知、協定内容の見直しに努める。	実施	家族経営協定の締結の推進	協定締結実施・実績なし ※ 農業経営については農業振興課所管であるが、農業委員会所管の農業者年金の関係で、農業者年金に新規加入する人の一部が国庫補助を受け、またその中の一部の方が国庫補助を受けるに際して家族経営協定の締結が必要となっているため取組を行っているものである。しかし対象者は非常に少なく、R5年度は該当者自体がなかったものである。	D	・現在は夫婦間、親子間でも別経営である場合もあるため、家族経営協定を締結するケースが少なくなってきているが、相談があった場合は、農業振興課と連携し、パンフレット等を活用しながら情報提供を行っていく。		家族経営協定の締結の推進 ※農業者年金に新規加入する人の一部が国庫補助を受け、またその中の一部の方が国庫補助を受けるに際して家族経営協定の締結が必要となっており、対象者が出た場合は、対象者へ家族経営協定を必ず周知・推進し、対象者100%の協定締結を目指す。				
		63	女性農業従事者の就労と家庭生活両面の負担軽減、及び働きやすい環境整備のための情報提供	農業振興課	農業委員会と連携し、家族経営協定の目的・意義の周知、協定内容の見直しに努める。	年2回以上実施	家族経営協定の締結の推進	経営改善計画作成相談会の参加者に対し、男女ともに働きやすい環境整備のための家族経営協定について情報提供を3回行い、締結を促した。 家族経営協定　68件 　うち新規締結数　6件	A	情報提供は行っているが締結まで進んでいない。若い世代や新規就農者に対しても情報提供を行い、家族経営協定の締結の増加を図る。		認定農業者及び認定新規就農者の相談の際に、男女ともに働きやすい環境整備のための家族経営協定の締結を推進する。 年2回以上実施				
		64	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発	男女共同参画推進室	一般事業主行動計画を策定している事業所（常時雇用する労働者の数が301人以上）の実施状況の公表資料により啓発する。	チラシ等を作成し配布する	福岡労働局　雇用環境・均等部（企画課・指導課）から情報収集をする。	福岡労働局等の情報を参考にチラシを作成し、市内の50企業訪問時に配布した。	A	今後も継続して情報収集し、啓発する		福岡労働局等の情報を参考にチラシを作成し、市内の50企業訪問時に配布する。				
イ	女性管理職の育成および能力発揮の支援	65	商工会議所等を通じた女性の能力開発・活用策等の情報提供	商工観光課	商工会議所・商工会の総会・総代会開催時の資料と共に、女性の能力開発・活用策等の資料を配布できないか働きかける。	商工会総代120名、商工会議所役員・議員40名へ配布する。	①総会開催時期：5月 ②総代会開催時期：5月	①商工会総代会(5/19開催)で総代120名へ、②商工会議所総会(6/2開催)で役員・議員40名へ女性の能力開発・活用策等の資料を配布した。	A	継続して啓発資料の配布に努める。		①商工会総代会(5月開催予定)で総代120名へ、②商工会議所総会(6月開催予定)で役員・議員40名へ引き続き女性の能力開発・活用策等の資料を配布する。				
		66	職業能力や意識向上のための講習会等の情報提供	商工観光課	市報やHP、窓口にて、県等が行う講習会等の情報提供を行う。	情報提供	随時実施	県等が行う講習会等の情報提供が1件あり、窓口にリーフレット配架を行った。	A	引き続き関係機関と連携して情報配信に努める		県等が行う講習会等の情報が届いたら、随時市報やHP、窓口にて情報提供を行う。				
ウ	女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上	67	生産技術・経営に関する知識や経験修得のための情報提供	農業振興課	生産技術・経営に関する知識や経験取得のための情報提供を行う。	年1回以上実施	研修会や支援事業等の情報提供を行う。	6/13　経営発展研修会 1/11　農作業安全研修 を女性を含む全ての認定農業者、認定新規就農者に対して情報提供を行った。	A	研修内容によっては参加者が少ないので、研修内容を充実させるよう工夫する。		研修会や支援事業等の情報提供を行う。 年1回以上実施				
		68	家族経営協定の締結数の拡大及び締結内容の見直し、並びに締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等の促進	農業振興課	経営改善計画作成相談会等にて家族経営協定の周知を行う。また、締結者の締結後のフォローアップを行う。	家族経営協定を周知した人数 60人	経営改善計画作成相談会を実施する。（年2回）	相談会4月、9月、1月に行い、72名に対して男女ともに働きやすい環境整備のための家族経営協定について周知した。	A	情報提供は行っているが締結まで進んでいない。若い世代や新規就農者に対しても情報提供を行い、家族経営協定の締結の増加を図る。		経営改善計画作成相談会を実施する。（年2回） その際に男女ともに働きやすい環境整備のための家族経営協定についても60人以上に周知する。				
エ	女性の活躍推進に向けて就業支援・職業能力開発等の環境整備	69	新しい地場産業おこしと共生の意識づくりの推進	農業振興課	県や市の支援制度を活用し加工品開発を推進する。	年1回以上実施	女性農業者への会合の時に、加工品開発支援についての情報発信を行う。	1回 R5.10.26　先進農家研修時に加工品開発の事業についての情報提供を行った。 農業者11名中、女性6名	A	県の制度を活用して加工品開発支援に取り組んだが、申請者の状況が相談中に変更になったことから、実施までには至らなかった。 引き続き情報発信を行う。		女性農業者への会合の時に、加工品開発支援についての年1回以上情報発信を行う。				
		70	労働相談窓口の紹介、労働相談会の実施	商工観光課	市報やHP、窓口にて、労働相談窓口の紹介や労働相談会の情報提供を行う。	情報提供	随時実施	労働相談窓口の紹介や労働相談会の情報提供が2件あり、2件すべてをHPに掲載した。	A	市報掲載だけでなく、HP掲載件数の増加を図る。		労働相談窓口の紹介や労働相談会の情報提供を随時行う。				
		71	ハローワーク、商工会議所等と連携したスキルアップのための研修・講座等の周知	商工観光課	市報やHP、窓口にて、ハローワーク、商工会議所等と連携したスキルアップのための研修・講座等の情報提供を行う。	情報提供	随時実施	ハローワーク、商工会議所等と連携したスキルアップのための研修・講座等の情報提供が1件あり、HPに掲載した。	A	継続して情報提供を行う。		ハローワーク、商工会議所等と連携したスキルアップのための研修・講座等の情報提供を随時行う。				
		72	新規創業のための融資制度の情報提供や新規就農者の支援	商工観光課	市報やHP、窓口にて、新規創業のための融資制度の情報提供を行う。	情報提供	随時実施	新規創業のための融資制度の情報が1件あり、HPに掲載した。	A	継続して各種事業の情報発信に努める。		新規創業のための融資制度の情報提供を随時行う。				
		72	新規創業のための融資制度の情報提供や新規就農者の支援	農業振興課	就農に関する全般的な相談の受付、新規就農者支援に関する情報提供	相談件数 40件	情報提供を随時行う。	8月と1月に開催した就農相談会や随時受け付けている就農相談を計44件行った。その際に女性農業者に対する支援の情報提供を行った。	A	ホームページや資料を活用してわかりやすい情報提供を継続していく。		就農相談会の開催や随時受け付けている就農相談において女性農業者に対する支援の情報提供を行う。 相談件数　40件				

		52（再掲）	男女共同参画センターで実施する就業支援講座の充実	男女共同参画推進室	職業生活及び家庭生活に必要な援助を与えると共に男女が共に体験することで、固定的性別役割分担意識の解消につながる講座を実施する。	年1回	「52」に掲載	「52」に掲載	A	「52」に掲載		「52」に掲載					
オ	多様な働き方ができる労働条件の整備	73	多様な労働形態の情報提供	商工観光課	市報やHP、窓口にて、多様な労働形態の情報提供を行う。	情報提供	随時実施	多様な労働形態の情報を市報に10件、HPに1件掲載し、また国・県からの情報提供が3件あり、3件すべて窓口にリーフレット配架を行った。	A	継続して啓発資料の配布に努める。		多様な労働形態の情報提供を市報やHP、窓口にて随時行う。					

■施策の方向　4　仕事と家庭の両立支援

具体的施策		No.	施策（事務・事業）	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和5年度　目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和5年度分）	令和6年度　目標・計画	実績	評価（A・B・C・D）	課題・今後の方向性	審議会評価・意見（令和6年度分）
ア	仕事と家庭を両立するための環境の整備	53（再掲）	保育サービスの提供・充実	子ども未来課	保育サービスを提供することで仕事と育児の両立を支援する。	待機児童数0人	仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。	保育所入所児童者数 令和5年度実績1540名の入所。 待機児童数0人。	A	入所要件を満たす入所申し込み者について、待機児童を出すことなく保育を行うことができるよう努める。		仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。 (待機児童者数0人)				
		74	放課後児童対策の充実	子ども未来課	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対し放課後や、長期休業期間中に保育サービスを提供することで仕事と育児の両立を支援する。	待機児童数0人	仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。	学童保育所入所児童数 令和5年度実績759名の入所。 待機児童数0人。	A	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準どおりに運営できるよう支援を行う。		仕事と育児の両立を支援するため、保育サービスを提供する。(待機児童者数0人)				
		75	商工会議所等を通じたワーク・ライフ・バランスの啓発、並びに次世代育成のための行動計画の啓発協力依頼	商工観光課	商工会議所・商工会の総会・総代会開催時の資料と共に、ワーク・ライフ・バランスの啓発、並びに次世代育成のための行動計画の資料を配布できないか働きかける。	商工会総代120名、商工会議所役員・議員40名へ配布する。	①総会開催時期：5月 ②総代会開催時期：5月	①商工会総代会(5/19開催)で総代120名へ、②商工会議所総会(6/2開催)で役員・議員40名へワーク・ライフ・バランスの啓発、並びに次世代育成のための行動計画の資料を配布した。	A	継続して啓発資料の配布に努める。		①商工会総代会(5月開催予定)で総代120名へ、②商工会議所総会(6月開催予定)で役員・議員40名へ引き続きワーク・ライフ・バランスの啓発、並びに次世代育成のための行動計画の資料を配布する。				
イ	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度の促進	76	商工会議所等を通じた育児・介護休暇、休業について、男女を問わず取得しやすい職場環境整備推進、及び制度活用促進の協力依頼	商工観光課	商工会議所・商工会の総会・総代会開催時の資料と共に、育児・介護休暇、休業を男女を問わず取得しやすい職場環境整備推進及び制度活用促進などの資料を配布できないか働きかける。	商工会総代120名、商工会議所役員・議員40名へ配布する。	①総会開催時期：5月 ②総代会開催時期：5月	①商工会総代会(5/19開催)で総代120名へ、②商工会議所総会(6/2開催)で役員・議員40名へ育児・介護休暇、休業を男女を問わず取得しやすい職場環境整備推進及び制度活用促進などの資料を配布した。	A	継続して啓発資料の配布に努める。		①商工会総代会(5月開催予定)で総代120名へ、②商工会議所総会(6月開催予定)で役員・議員40名へ引き続き育児・介護休暇、休業を男女を問わず取得しやすい職場環境整備推進及び制度活用促進などの資料を配布する。				
ウ	ひとり親家庭などに対する支援の充実	77	ひとり親家庭への子育て支援	子ども未来課	家庭児童・母子相談員による相談を行う。	相談解決件数の割合84%	家庭児童母子相談員による相談を行う。 実施時期　月曜～金曜8：30～17：15	解決世帯数／相談世帯数 14/73≒19%	C	多様化する相談に対応できるよう、制度の周知を図り、更なる相談支援に努める。	相談内容は不明であり、解決できるものかわからない。相談は今後も継続して行っていただきたいが、相談解決件数の割合で評価せず、相談件数に対する対応件数を活動指標に変更してはどうか。	家庭児童母子相談員による相談を行う。 実施時期　月曜～金曜8：30～17：15				
		77	ひとり親家庭への子育て支援	保険年金課	18歳未満の児童を現に扶養している父子または母子家庭の父母とその児童（小学校就学以後から18歳未満）、父母のない児童で小学校就学以後から18歳未満の者に対して、所得審査のうえ「ひとり親家庭等医療証」を交付し、医療費の一部を助成します。	実施	母子家庭、父子家庭、父母のない児童等（子どもが小学校就学後から18歳の年度末まで）に対して、医療費の自己負担額の一部を助成します。	ひとり親家庭等医療証を交付し、医療費の一部を助成しました。 【実績】 対象者数：1136人（R6.3月末） 助成件数：16,111件 助成金額：44,856,141円	A	継続して実施します。		母子家庭、父子家庭、父母のない児童等（子どもが小学校就学後から18歳の年度末まで）に対して、医療費の自己負担額の一部を助成します。				
		78	ひとり親家庭への就労支援	子ども未来課	相談員が面接し、自立支援計画を策定し職業安定所に提出する母子自立支援プログラム策定業務を行う。	母子自立支援プログラムの策定　10件	母子自立支援プログラムの策定を行う。	R5年度母子自立支援プログラムの策定　1件	D							